

# 患者さま・ご家族の皆さまへ



当院では特定行為研修を修了した看護師が  
**特定行為**を実施しています。

特定行為とは、専門的な知識と技術が必要とされる特定行為研修を受けた看護師が医師とあらかじめ作成した指示書(指示)に従い行う「診療の補助」です。厚生労働省が定めた「特定行為に係る看護師の研修制度」を修了しています。

## 当院で実施している特定行為 (R8.4.1)

- ・末梢留置型中心静脈注射用カテーテル(PICC)の挿入
- ・中心静脈カテーテルの抜去
- ・直接動脈穿刺法による採血
- ・橈骨動脈ライン確保

体の状態を診るために  
動脈から採血をします

など



適切な医療を  
タイムリーに  
提供します

患者さまに  
わかりやすく  
説明します

安全を十分に  
配慮して行い  
ます

※看護師による特定行為の包括的同意について  
実施に当たって、安全を十分に配慮して行います。  
また、これを断っても不利益はありません。  
遠慮なくお申し出下さい。  
ご理解とご協力の程を、よろしくお願いいたします。



◇特定行為に関するご相談・お問い合わせ先は

病棟看護師又は1F患者支援センターまでお申し出ください。

国家公務員共済組合連合会 東海病院